

2026年9月28日

公正取引委員会の要請を受けての対応について

一般社団法人マンション計画修繕施工協会

本日、公正取引委員会は、マンションの大規模修繕工事の受注に関し、設計コンサル業者及び施工業者に対し、排除措置命令を行いました。施工業者には、当協会の会員企業が含まれることが確認されております。

また、当協会は、公正取引委員会から、会員に対し、「独占禁止法の規定を遵守すること、及び、大規模修繕工事の施工業者から設計コンサル業者に対して支払う手数料等に関する同委員会の考え方」を周知するよう、要請を受けました。

当協会としても、会員企業を含む事業者が上記命令を受けたことを厳粛に受け止めております。

当協会は、上記要請を踏まえ、会員企業に対する周知を速やかに行い、会員企業に対する法令遵守の徹底を通じて、再発の防止に努めてまいります。

なお、個別の会員企業に関するお問い合わせにつきましては、当該会員企業又は公正取引委員会にお願い申し上げます。

以上